

公 告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長 中村 匡利

記

1 入札に付する事項

件 名	履行場所	履行期限	備 考
テント倉庫跡地の基礎及び土間の撤去	航空自衛隊岐阜基地	令和8年7月31日	

2 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 岐阜県各務原市那加官有地無番地 航空自衛隊岐阜基地 厚生センター1階
(2) 日 時 令和8年5月25日(月) 09:00

3 適用する契約条項(航空自衛隊標準契約条項 役務供給契約条項及び適用契約条項並びに暴力団排除に関する特約条項(工事以外))を示す場所は航空自衛隊岐阜基地ホームページの岐阜基地会計調達情報欄

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者でないこと。
(2) 令和7、8、9年度競争参加資格(全省庁統一資格)の競争参加地域「東海・北陸」で営業品目「役務の提供等 D以上」の資格を有する者
(3) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合にはこの限りではない。

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係わる課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金

- (1) 入札保証金：予決令第77条第2号により免除
(2) 契約保証金：予決令第100条の3第3号により免除
(3) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは入札保証金相当額(見積もる契約金額の100分の5以上)を徴収する。

7 決定方法 総額決定(予定価格の制限の範囲内で最低価格を入札した者を契約の相手とする。)

8 契約方法 確定契約

9 入札の無効 4の参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

10 説明会 無

11 契約(請)書作成の有無 有

12 その他

- (1) 郵便入札の場合は、入札書右上段に「郵便」又は「〒」と記入し、担当宛に郵送すること。
ただし、入札書は 令和8年5月22日(金)17時 まで到達しない場合は無効とする。
なお、1回目の入札が不調となった場合は、2回目以降の入札では「辞退」扱いになるため承知されたい。
(2) 代理入札者については委任状を提出のこと。
(3) 入札参加者は入札開始前までに資格審査結果通知書の写しを提出すること。
(4) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数がある時、その端数金額を切り捨てるものとする。
(5) 本公告の記載事項の詳細については、業務部会計課(Tel 058-382-1101 内線 2915) 担当 藤原(ふじわら)まで。

入 札 書

下記のとおり「入札及び契約心得」を承諾のうえ、入札致します。

令和8年5月25日

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長

殿

住 所
会社名
代表者名

印

記

履行期限	令和8年7月31日	履行場所			航空自衛隊岐阜基地	
品名（件名）	規 格	単位	数量	単価	金 額	備 考
テント倉庫跡地の基礎及び土間の撤去	仕様書のとおり	式	1			
	一以下余白一					

注 1. 語句を訂正するときは2線にて抹消し訂正印（代表者名に使用した印）を捺印のこと

委任状

令和8年5月25日

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長

殿

(委任者)

住 所

社 名

代 表 者

印

私は、下記の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

- | | |
|--------|-------------------|
| 1 件名 | テント倉庫跡地の基礎及び土間の撤去 |
| 2 履行期限 | 令和8年7月31日 |
| 3 履行場所 | 航空自衛隊岐阜基地 |

(代理人)

住 所

氏 名

代理人使用印鑑



入札資料送付

業者各位 殿

〒504-8701
岐阜県各務原市那加官有地
航空自衛隊岐阜基地第2補給処業務部
会計課 契約班 担当：藤原
TEL:058-382-1101（内線2915）
FAX:058-382-1101（内線5961＃）

下記のとおり一般競争入札を実施しますので、お手数ですが入札参加の有無等をご記入の上FAXにて返信をお願いします。

件名： テント倉庫跡地の基礎及び土間の撤去
履行期限： 令和8年7月31日
履行場所： 航空自衛隊岐阜基地
入札日時： 令和8年5月25日（月） 9:00
入札実施場所： 岐阜県各務原市那加官有地 航空自衛隊岐阜基地 厚生センター1階
参加資格： 公告記載のとおり
その他： ※ 参加の有無等下記事項を記入の上、FAXにて返信してください。
※ 資格通知書の写しをFAX又は持参により提出して下さい。

参加の有無 有 ・ 無

参加方法 郵便入札 ・ 当日参加

辞退理由

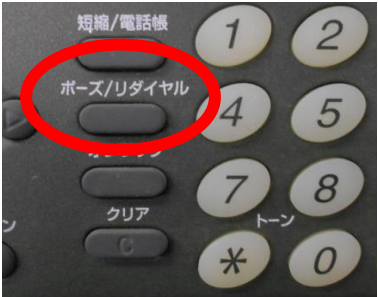
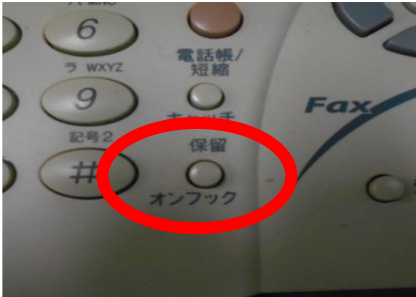
業者名

連絡先

担当者名

部外から第2補給処岐阜基地へFAXを送信する方法

令和8年4月17日0800以降下表のとおり

区分	ボタンFAX電話一体型(受話器有りタイプ)	業務用FAX(受話器無しタイプ)	
外観			
番号操作	058-382-1101+ <u>5961#</u> ↑ 岐阜基地代表回線 ↑ 会計課内線	※ 058-382-1101+PPPPP+ <u>5961#</u> ※ポーズ/リダイヤルボタン	オンフック+058-382-1101+ <u>5961#</u> ※オンフックボタン又はモニター、スピーカーボタン
送信要領	① 原稿をセット ② 受話器を上げ基地代表番号をダイヤル ③ 音声ガイダンスが流れるので内線番号を入力 ④ 「ピー、ピー」というFAX信号を確認後、「スタート又はファックス」ボタンを押し受話器を下す。 ⑤ FAXが送信されます。	① 原稿をセット ② 岐阜基地代表番号を入力、続けて「ポーズ/リダイヤル」ボタンを6回押した後、内線番号入力して「スタート又はファックス」ボタンを押す。 ③ 音声ガイダンス開始後に内線番号(ピ・ポ・パ)と送出されFAXが送信されます。	① 原稿をセット ② オンフックボタンを押し、岐阜基地代表番号を入力 ③ 音声ガイダンス開始後に内線番号を入力 ④ 「ピー、ピー」というFAX信号を確認した後、「スタート又はファックス」ボタンを押す。
機能ボタンの一例			

航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕様書 の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書		
	性質による分類	個 別 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号		
品 名 又は 件 名	テント倉庫跡地の基礎及び土間の撤去	2 補保－L P S－X 2		
		承認年月日	令和 8 年 4 月 2 8 日	
		作成年月日	令和 8 年 4 月 1 5 日	
		改正年月日	令和 年 月 日	
		作成部 隊等名	第 2 補給処保管部 第 1 保管課	

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊岐阜基地で使用していたテント倉庫の基礎及び土間（コンクリート）の撤去について適用する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

C & L P S－Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

b) 法令等

建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）

建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年第 1 3 7 号）

2 役務に関する要求

2.1 履行場所

航空自衛隊岐阜基地（図－ 1 及び図－ 2）

2.2 役務の内容

a) 2.1において、基礎及び土間を破壊又は粉砕により解体する。なお、基礎及び土間の構造及び素材は図－ 3 及び図－ 4 のとおり。

件 名	テント倉庫跡地の基礎及び土間の撤去
-----	-------------------

- b) 本役務により発生した廃材については全て契約相手方の負担及び責任において、場外に搬出し、適正に処分する。
- c) 廃材の搬出後、跡地については整地する。
- d) 契約相手方は、本役務により発生した廃材（産業廃棄物）について、処分終了後は産業廃棄物管理票（D票）を、最終処分終了後は産業廃棄物管理票（E票）をそれぞれの作業終了後速やかに、岐阜県各務原市那加官有地無番地 航空自衛隊岐阜基地第2補給処保管部第1保管課総括班企画係宛てに送付するものとする。
- e) 本役務は、検査官による産業廃棄物管理票（D票）の確認をもって完了とする。

2.4 一般管理事項

- a) 本仕様書の履行にあたって、関係法令を遵守するものとする。
- b) 契約相手方は、本仕様書及び官側の指示に従い作業等を実施するものとする。
- c) 基地内の入出門及び車両等の運行は、官側の指示に従い、進行方向及び速度制限を厳守するものとする。
- d) 基地内に車両等を残置する場合及び仮設物を設置する場合は3日前までに、解体の際に火気を使用する場合は、使用日の7日前までに監督官に通知するものとする。
- e) 契約相手方の過失により、既存建物等に損害を与えた場合は、契約相手方の責任において速やかに原形に復旧するものとする。
- f) 本仕様書に規定する作業以外の事象が発生した場合は、作業を中止し監督官に申し出るものとする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約相手方の立会いのもと、官側の定める監督官及び検査官が実施する。完成検査で不具合のあった場合は契約相手方の負担において是正し、再検査を実施する。なお、契約相手方は受検前に、あらかじめ各種法令等に定める必要な審査及び検査を受けておくこととする。

4 その他の指示

4.1 契約相手方の条件

契約相手方の条件は建設業法における、元請負人が次の各号のいずれかを満たすものと

件 名	テント倉庫跡地の基礎及び土間の撤去
-----	-------------------

する。

- a) 建設業法第3条に規定されている建設業の許可（解体工事業）を有する。
- b) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律21条に規定されている解体工事業者の許可を有する。

4.2 提出書類

契約相手方の提出書類は次による。

4.2.1 作業実施計画書

契約相手方は、作業の実施に必要な作業実施計画書を契約締結後、速やかに作成し、監督官の承認を得る。また、詳細は次による。

- a) 様式については任意とする。
- b) 記載事項については次による。
 - 1) 作業内容
 - 2) 作業日程
 - 3) 安全管理
 - 4) その他必要な事項
- c) 内容に変更が生じた場合は、監督官と協議し、必要に応じて変更した作業計画書を提出する。

4.2.2 契約締結後、速やかに提出する書類

契約相手方は、契約締結後、速やかに次の書類を提出する。

- a) 作業実施計画書
- b) 4.1に定める契約相手方の条件を満たしていることを証する書類
- c) その他業務の実施に伴い必要とする書類

4.2.3 現場写真

現場写真は、主要な工程、その他指示する状況を撮影するとともに、説明事項を記した黒板等を添えて撮影する。また、撮影した写真については、整理した後、検査官に提出する。

4.3 秘密保全

- a) 契約相手方は、本役務に関して知り得た情報を他人に漏洩しないこととする。また、契約終了後においても同様とする。
- b) 契約相手方は、役務関係者以外に仕様書及び図面を貸し出し、複製及び閲覧させては

件 名	テント倉庫跡地の基礎及び土間の撤去
-----	-------------------

ならない。

- c) 契約相手方は、指定された場所以外に立ち入ってはならない。
- d) 契約相手方は、作業現場及び基地内における写真撮影について、本役務に必要な場合及び内容のみとし、監督官等の許可を得ることとする。
- e) 本役務に必要な資料は、官側と協議したうえで収集するものとする。なお、契約相手方は、収集した資料を毀損又は紛失、滅失することがないように注意し、返却を求められたものは、本役務の期限までに返却しなければならない。

4.4 安全管理

契約相手方は、作業員等の事故防止に万全を期するとともに、本契約の履行中に契約相手方の責任による人身事故や物損事故等が発生した場合の損害賠償等については全て契約相手方の責に任じ、官側は一切の責任を負わないこととする。

4.5 作業日時等

作業日時は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の8時15分から17時00分までとする。ただし、それ以外の日時に作業を実施する必要がある場合は、作業実施7日前までに監督官に通知するものとする。

4.5 官公署その他への届出手続

- a) 契約相手方は、官が実施する法令等に定める関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続を契約担当官又は監督官の委任を受けて実施することとする。また、届出手続を実施する際には、あらかじめ監督官又は契約担当官に必要な調整を行う。
- b) 契約相手方は、建設業法に規定する許可等関係法令上契約相手方が果たすべき義務については確実に実施する。
- c) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による届出は、契約相手方が実施する。
- d) 届出手続にかかる費用は、契約相手方の負担とする。

4.6 官側における支援

契約相手方は、本契約の履行にあたり、次の事項について官側の支援を必要とする場合には、事前に監督官と調整の上、官側の支援を受けることが可能である。

- a) 搬入器材の保管
- b) その他必要と認められる事項

4.7 その他必要な事項

- a) 本契約の履行にかかる経費は、すべて契約相手方が負担する。

件 名	テント倉庫跡地の基礎及び土間の撤去
-----	-------------------

- b) 本仕様書に関し疑義が生じた場合は、その内容について監督官の所掌に関する事項は監督官と、検査官の所掌に関する事項については検査官と、その契約に関する事項の疑義については契約担当官とそれぞれ協議することとする。
- c) 作業実施計画書に変更が生じたときは、速やかに監督官に報告の上、監督官の指示に従う。
- d) 本役務の遂行にあたり、官側の意見、意向を的確に反映させるため、常に密接な連携を図ることとする。

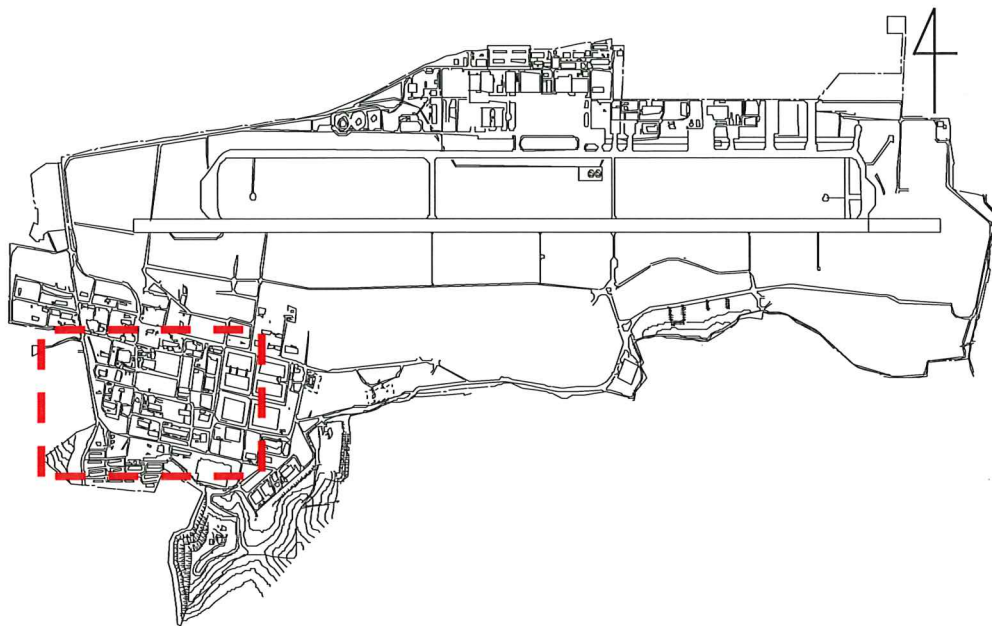


图 1 — 基地全体图

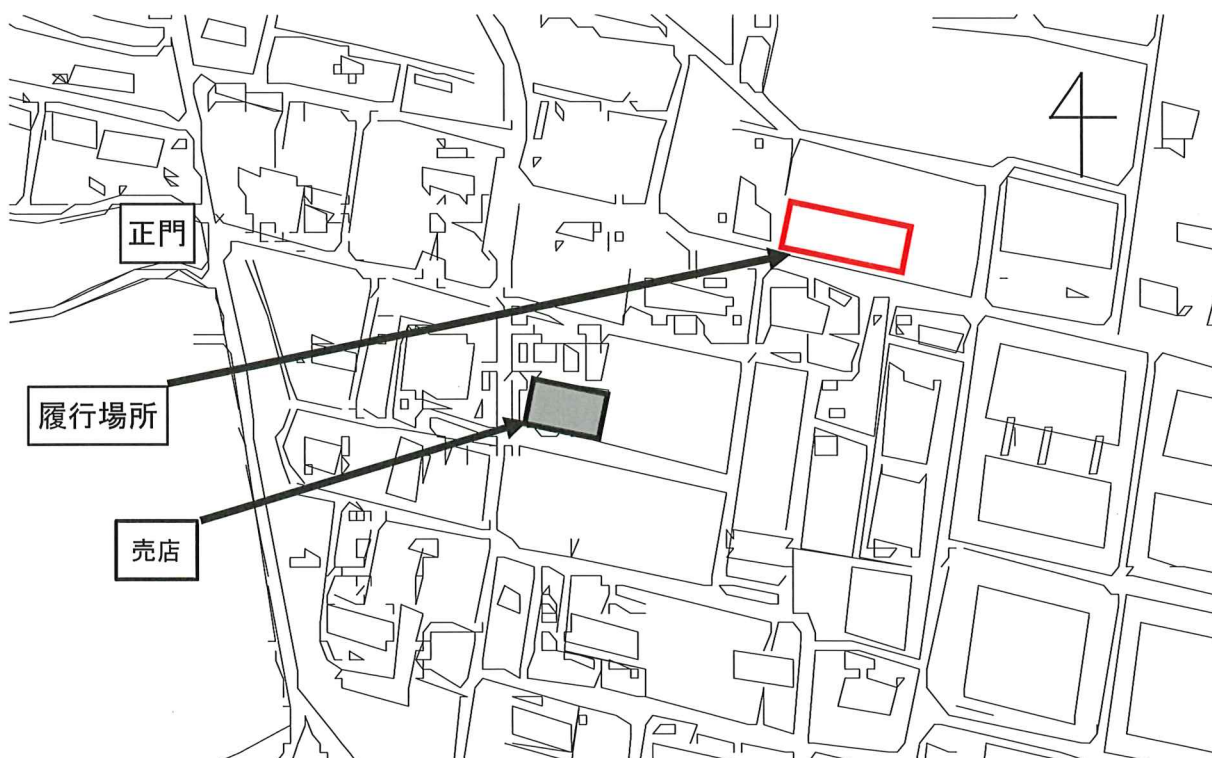
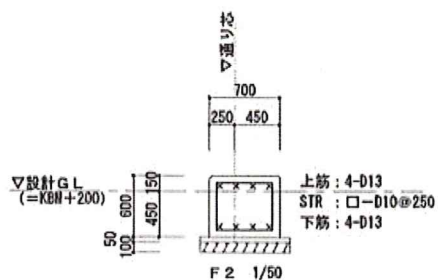
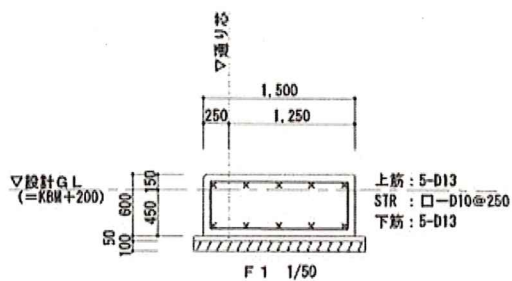
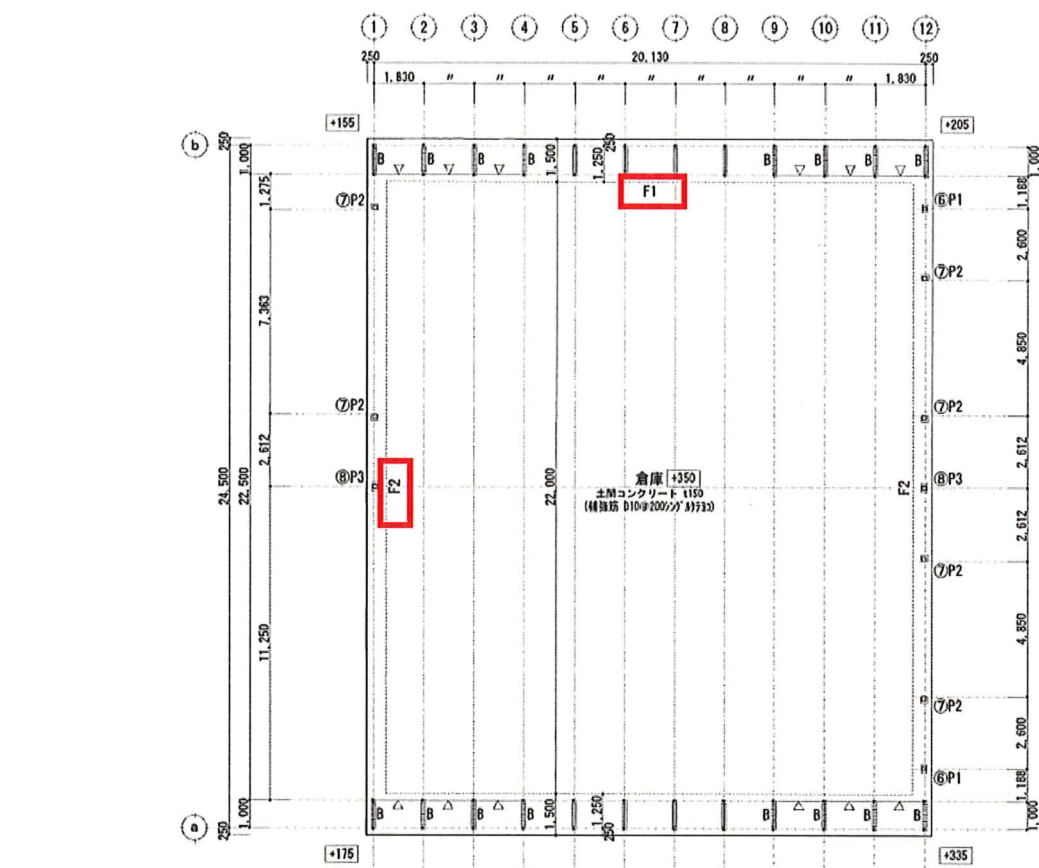


图 2 — 基地詳細图



基礎詳細図 1/50

凡例	
***	KBMからの高さを示す
▽	壁ブレース (M14) 位置を示す

図4-基礎図